

一般社団法人越生町シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に
関する規程

平成26年10月1日

規程第6号

一部改正 平成28年規程第4号

一部改正 平成29年規程第1号

一部改正 令和3年規程第1号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人越生町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第27条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。

(4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、地方公務員法で規定する一般職及び特別職に属する地方公務員はこの限りでない。

2 常勤役員の報酬は月額とする。

3 非常勤役員の報酬は、理事会及び監査のほか、役員の職務として出席するものについてその都度日額とする。

4 役員には報酬及び費用以外は支給しない。

5 常勤役員がセンターの使用人を兼ねる場合には、職員給与規程に定める給与、職員退職手当支給規程に定める退職手当及び旅費規程に定める旅費以外は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める金額とする。この場合において、別表2の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程に定める支払日を準用するものとする。

2 非常勤職員の報酬は、理事会出席等その都度支払うものとする。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。この場合において、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表3により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第7条 報酬及び費用は、現金もしくは本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条を準用し、報酬等の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、法人設立の日（平成26年10月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。（第2条第2号、第3条第1項、第4条、第5条及び別表1関係）

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。（第1条、第3条第2項、

同条第3項及び別表1関係)

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係。第7条及び第8条を二条ずつ繰り下げ、新たに第7条及び第8条追加、別表1を別表1及び別表2に分割、制定時附則関係)

別表1 常勤役員の報酬

常勤理事	130万円までの範囲内(年額)
------	-----------------

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事会及び監査に出席したとき	2,000円(日額)
(うち、理事長)	5,000円(日額)
(うち、副理事長)	3,000円(日額)
(2) その他役員の職務として出席したとき	2,000円(日額)
(うち、理事長)	5,000円(日額)
(うち、副理事長)	3,000円(日額)

別表3 費用の額

(1) 役員の出張に係る費用	旅費規程に定める額
(2) その他	実費相当額